

中東諸国の法律・司法制度 —国際社会の中のイスラーム国家—

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

前回の本稿では、いわゆる国民国家を構成メンバーとする国際社会（国際法と呼ばれる規範によって規律されている社会）の中におけるイスラーム国家と非イスラーム国家との関係を考えてみた。そこで得られた（一応の）結論は、シャリーアが本来的に持っている「国」（個々のムスリムを構成員とする「ウンマ」と呼ばれる共同体）や「世界」（「イスラームの家」と「争いの家」とから構成される世界）などの概念は現在の国際社会で通用している同じ用語が持つ概念とは基本的に異なること、そのためにイスラームを国是とする国家（以下では「イスラーム国家」と呼ぶことにする）も、国際社会の他の国との関係では、（相手がイスラーム国家であるか非イスラーム国家であるかを問わず）シャリーアではなく国際法の規律に従って行為している、ということであった。

それでは、そのような国際社会の中でイスラーム国家がイスラームの理念に基づいてその国内の統治を行うことは、他の非イスラーム国家からはどう見られるだろうか。例えば、国際法に抵触するといった理由で他国から非難される可能性はないだろうか。今回はこの点について考えてみたい。今回も「中東諸国の法律・司法制度」から少し離れることになる上に、研究不足の素人論議になってしまうであろうが、何卒ご容赦頂きたい。

1. 検討対象

—イスラーム国家における国の統治

国際社会の中でイスラーム国家がイスラームの理念に基づいて国内の統治を行うということは、オスマン・トルコの滅亡以来（そして恐らくは、イランのイスラーム革命の前までは）、一部の特殊なケースを除けば、無かったように思われる。しかし最近の動きを見ると、今後はそれが一部の特殊なケースではないことになるかもしれない。もしそれが現実化したときは、国際社会（の中の非イスラーム国家）はどのような場合にどのような点を問題にするだろうか。これまでの各種の報道、特に最近の「イスラーム国」をめぐる報道等からは、問題点が多岐にわたるであろうことが容易に想像されるが、以下では（独断的になることを許して頂いた上で）イスラーム国家の統治方法（統治のあり方、誰が主権を持つか）の観点から考えてみることにしたい。この他にも例えばイスラーム国家における基本的人権のあり方（その内容、それを確保する方法）なども問題にされそうな気はするが、それらの点は、次の機会の検討対象として残しておくことにする。

なお、イスラーム国家との関連ではどうしても問題とされるであろう「宗教と政治」については、統治方法を考える際の1局面として本稿の最後で述べてみる。

2. 国の統治方法

(1) 国の統治方法と国際法

前回の本稿で述べたように、国際法は国の成立要件としては、① 住民、② 領域、③ 政府を挙げるのみである。日本が当事者となっていない条約（1933年に米州機構加盟諸国が締結したモンテビデオ条約）ではこの3つの他に「外交的能力」を要件として加えているが、何れにしても国際法は統治国の政体や統治上の主義については特に問うことはしていない。というよりもむしろ、国の統治のあり方はその国の主権マターであって、他国が容喙すべきことではない（従って国際法も口出しできない）とされている。

しかしそれはかなりの部分が建前であると思われる。前回の本稿でも述べたように、そもそも国際法は、中世から近世へと変動して行くヨーロッパ社会の中で、ローマ法王から独立しようとする国王や、その国王から独立しようとする人民の、国の統治をめぐる争いの最後の段階で生まれてきたものである。従って、国際法の主体である国の統治のあり方について国際法（或いは国際社会）が無関心である訳はないであろう。

国の統治のあり方はその国の主権マターであるという態度をこれまでの国際法がとってきたのは、自分達の意に沿わない国家は、国家承認という手続きの段階で選別し、排除し得たからであろう。しかし現在のように、国際法上の国として既に承認されている国家がイスラームの理念に基づく統治を進めようとの動きを示し始めたときに、国際社会がどう反応するかは、問題として残っていると云わざるを得ないのではないだろうか。

(2) シャリーアの定める国の統治方法

(A) コーランとスンナの定め

前回の本稿でも述べたことであるが、コーラ

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

ンは、預言者ムハンマドおよび彼を通して一人一人の人間に対して、アッラーの命令に従うようにと呼びかけているが、個人を離れた人間の集団のあり方やその治め方（統治方法）については、殆ど何も言っていないようである。以下に日本ムスリム協会の日本語訳「聖クルアーン」から、国の統治に関係のありそうなコーランの章句を幾つか引用してみるが、そこでも見られるように、アッラーはムスリムに対して、お前達は共同体（ウンマ）を作り、神の使徒たるムハンマドに従え。もし問題が起きたら互いに相談し合って解決せよ。また、信者達は兄弟なのであるから、その兄弟の間の融和を図りながら、生きて行け、と命令しているのみである。

「あなたがたは、人類に遺された最良の共同体である。あなたがたは正しいことを命じ、邪悪なことを禁じ、アッラーを信奉する。…」（第3章第110節）

「使徒に従う者は、まさにアッラーに従う者である。…」（第4章第80節）

「また主（の呼びかけ）に答えて礼拝の務めを守る者、互いに事を相談し合っ行う者、われが授けたものから施す者」（こそ最も善であり、永続する）（第42章第38節）

「信者達は兄弟である。だからあなた方は兄弟の間の融和を図り、アッラーを畏れなさい。…」（第49章第10節）

それでは、コーランから導き出せないときはスンナから演繹するというのがイスラーム法学の正当な手法である筈であるから、スンナから

国家統治の原則を見出せば良いではないか、ということになるであろうが、素人の勝手な考察を許して頂くと、残念ながらそれも困難なようである。その理由は、これも素人判断になるが、スナナの源泉である「ハディース」は預言者ムハンマドの言行を編纂した記録であるから、ムハンマドが何らかの解決すべき問題に対応しなければハディースとして記録されないわけであるが、当時のムハンマドが直面していた問題は、現在の国家の統治者が日常的に直面している問題とは、多くの点で異なっていたからではないかと思われる。

イスラームのヒジュラ暦の元年は西暦では622年であり、ムハンマドの没年は西暦632年である。これは日本の歴史で言えば、飛鳥朝の、聖徳太子の時代である。日本における当時の為政者が対応を迫られた問題と、現代の為政者のそれとの違いを考えてみて頂きたい。その違いはかなりのものであると思われるが、どうだろうか。

そのような時代の違いに加えて、預言者ムハンマドが率いた当時のウンマはまだ極く小さな集団であった（当時のマディーナの人口がどの位であったかは良く判らないが、西暦628年にメッカに凱旋入城したときのムスリムとその支持者一行の総数は約1,500人とされている）し、更に言えば、当時のムハンマドはメッカからの襲撃への対応と、マディーナ内のアラブ部族やユダヤ教徒たちの争いの調停（ムハンマドはそのためマディーナに招かれたのである）に明け暮れていたであろうから、いわば、国家的な緊急事態の連続で、平和時の国家統治とは違う特殊な状態で統治していた、と考えるべきであろう。

ところで、メッカからマディーナ（メディナ）にヒジュラ（聖遷）した後で、預言者ムハンマドはアンサーリー（支持者）達との間で「メディナ憲章」と呼ばれる盟約を作っている。この

盟約から国家統治の原則といったものを見出すことはできないだろうか。

残念ながらこの盟約は、内容的には、ムハージルーン（メッカからマディーナへ移住したムスリム）とアンサーリー（となったマディーナのアラブ部族やユダヤ教徒）は平等な立場でウンマを構成する、このウンマでは非ムスリムも共存を保障される、マディーナが攻撃されたときは互いに助け合わなければならない、紛争が生じたときはムハンマドの裁定に従う、といったもので、神の使徒たるムハンマドという強力なリーダーの率いる集団の規約に留まり、一般的な国家統治の原則を示すまでには及んでいないように思われる。

要するにコーランとハディース（やそれから演繹されるスナナ）だけからでは、預言者ムハンマドがリーダーとなって導いたウンマの統治が、いかなる仕組みの下で、どんな政策決定プロセスを経て行われたか、そこにイスラーム的統治方式と呼べるものが見出せるかは（ウンマをメッカの攻撃から守り、その安全を維持し、そのためもあってイスラームの拡大に努力することを除けば）明らかではなく、またそのことについての合意がウンマの構成員である信徒（やその代表者である有力者たち）の間に成立していたわけでもなかったように思われる。

ということは、国家統治に関するシャリーアの規定を探すとしたら、それは、ムハンマド没後のイスラーム国家における慣行に求める（イスラーム法学者達がイジュティハードに依って演繹したところを探す）しかないということになる。そうなるるとすると、それは最近よく聞くようになった「カリフ制」のことだ、という発想に繋がりそうなので、ここで先ずカリフ制について考えてみることにする。

(B) スンニー派の考える統治制度—カリフ制

(ア) 正統カリフ時代のカリフ制

「カリフ」とはアラビア語の単語の「ハリーフア（或いはカーリーファ）」が訛ったもので、「後に続く」という意味の動詞の名詞形であり、イスラーム法学の用語としては、本来的には「預言者ムハンマドの後継者」を意味するが、その後の（ムハンマドの後継者とは言えない）ウマイヤ朝からオスマン朝に至る、西暦でいうと7世紀末から20世紀初めに至る、長い時代に現れた様々な世襲王朝の首長を示す用語でもある。その点を区別するために、スンニー派では初代のアブー・バクルからアリーまでの4人のカリフを「正統カリフ」と呼んで、ウマイヤ朝以降のカリフと区別するのが一般のようである。

しかし以下に述べるように、正統カリフの時代にはカリフの選定手続きやその権能の行使方法がまだ確立されてはいなかったようなので、この時代のカリフのシステムを「カリフ制」と呼ぶのは正しくないのではないかと思われるが、スンニー派の立場からは正統カリフ達の施政には過ちがなかったとされ、それ故に、最近議論されるようになった「カリフ制」も、そのモデルを主としてこの正統カリフ時代の制度に求めているようである。以下では、正統カリフの時代のカリフのシステムについて説明してみる。

① カリフの選任手続き

カリフ制では先ずカリフの選任手続きが論議されることが多いが、次に述べるとおり、少なくとも正統4カリフに関しては、決まった選任手続きがあったわけではない。

すなわち、預言者ムハンマドが自分の後継者を定めずに亡くなった（と考えるのはスンニー派だけであって、シーア派はアリーを後継者に指名していたと考えるが）ので、初代カリフのアブー・バクルは（第2代カリフとなる）

オマルの推挙によりカリフとなり、アブー・バクルは遺言でオマルをカリフに推挙し、オマルは死に臨んで自分の後継カリフを選ぶ6名の者を指名し、その6名に推挙された第3代カリフのオスマーンは自分の後継者を指名しないまま亡くなったが、アリーが自分の支持者の推戴で第4代カリフになったといった具合で、カリフに選任された手続きは、各人各様、てんでんばらばらである。

またカリフに推挙された者はマディーナの有力者から「バイア」と呼ばれる臣従の誓いを受けることになっていたが、その方式やどの範囲の者からバイアを受けるか等の点も、特に「定め」と呼べるほどのものはなかったようである。

② カリフの権限や権能

カリフ制を論ずる場合に我々が関心を抱くのは、どのような手続きでカリフは選ばれたのかもさることながら、それよりも、カリフは一体どのような権限や権能を持っていたのか、カリフの権限の行使をチェックする機関はあったのか、といった点であろう。

この点に関しては、初代カリフに選ばれたアブー・バクルが就任直後にマディーナの住民達に対して行った演説を引用して、説明されることが多いようである。彼はその演説で次のような趣旨を述べたとされる。

「私はあなたがたの中で最良の者であるわけではない。…私がアッラーとその使徒に従う限り（あなたがたは）私に従え。もし私がアッラーとその使徒に背いたなら、あなたがたには私に従う義務はない…」

この演説が彼の謙虚な人柄を示していることは確かであろうが、しかし、これがアブー・バクルの（或いはウンマの）進むべき道や進み方を示しているとは言えないであろう。もっとも

その点で言えば、(ウンマをメッカの攻撃から守り、その安全を維持し、そのためにもイスラームを広げることを除けば) 預言者ムハンマドの統治がいかなる方針の下で行われたかも、決して明かであったわけではなく、またそのことについての合意が信徒の間に成立していたわけでもなかつと思われるから、その点でアブー・バクルを責めることはできないであろう。

(イ) その後の世襲王朝のカリフ制

このように、スンニー派がイスラーム的統治の理想を体現した正義の統治者と看做している4人の正統カリフの時代ですら、カリフ制はイスラーム的統治の制度としては完成していなかったのである。ましてやその後の、ウマイヤ朝からオスマン朝、更にはパーレビー朝(シーア派イランの王朝ではあるが)に至る、時代も言葉も民族も違う様々な世襲王朝時代においては、その統治はそもそもイスラーム法ないしはシャリーアに従っていたかどうかすら疑わしいのであり、そこで行われていたカリフ制(と呼ぶに値する制度があったとして)が現代に通用するとは、とても思えない。

(ウ) 現代に通じるカリフ制

確認の意味で述べておくと、カリフ制は用語としては存在するがその内容の実体は殆ど無いに等しいように思われる。従ってそれを作り出すことはスンニー派の(シャリーア法学者達)の責務である。幸いなことにスンニー派のイスラーム法学者達は、「類推」(キヤース)という解釈上の有力な武器と、イジュティハードという法学上の手段を有しているから、それは可能であろう。イジュティハードをするに際しては、上述したアブー・バクルの「もし私がアッラーとその使徒に背いたなら、あなたがたには私に従う義務はない」という演説部分を明白に規範化しなければならない。すなわち、「アッラーと

その使徒に背いた場合」がどのような場合であるかを明確に示した上で、その場合に統治者に従わないことの合法性を担保する制度を作らなければならない。

そのようにして生まれてくる新しいカリフ制(それは共和国の大統領制に似ているように思われる)であれば、「カリフ」という名称に対する心理的反発を除けば、国際社会の非イスラームのメンバーは、特段の問題なく受入れることであろう。

(C) シーア派の考える制度

—ヴェラーヤテ・ファキーフ論

前述したようにカリフ制はスンニー派が主張する制度であって、シーア派はこれを採らない。その理由はシーア派の主張によれば、ウンマ(イスラーム共同体)は預言者ムハンマドのようにアッラーの言葉を正確に理解する能力を持った人によって指導されなければならない、そのような人は、ムハンマドの従弟であり娘婿でもあるアリー(スンニー派でも第4代目の正統カリフとして認められている)とその子孫の中にしかないからである。

教義にわたることなので上記の点についてはこれ以上は述べないが、そのシーア派でも、現在はそのような指導者たるべき人(シーア派ではその人を「イマーム」と呼ぶ。スンニー派では「イマーム」とは、一般には集団礼拝の際の導師の意味であるから、全く違う意味で使われている)は隠れている(終末の日に「マハディー」として現れる)と言われているので、その不在の間はイマームに代わる指導者が必要となる。

1979年のイラン・イスラーム革命を主導したホメイニーはその著書「ヴェラーヤテ・ファキーフ(法学者による統治)論」においてこの点について、「イスラームの統治は法支配であるから、統治者は法知識を持つ必要がある。イマームには十分な法知識があるから補佐の必要はな

いが、そのイマームがお隠れになっている間は、公正なイスラーム法学者がイマームの代理として政府の指導監督に当たらなければならない」と説き、イラン・イスラーム共和国はこの考えに基づいて作られた。同国の憲法は、長文の前文を始めとして規定の各所にその考えを取り入れている。

その点を詳述することは本稿の目的ではないので、以下では、イラン・イスラーム共和国憲法の中の関係する幾つかの条文をランダムにお示しするに留める。

第2条 イスラーム共和国は以下の信念に基礎を置く一つの組織体である。

- (1) 唯一神アラーと、アラーの絶対的主権、立法権及び意志への服従
- (2) 神の啓示と、立法におけるその啓示の基本的な役割
- (3) 来世における神への復帰と人間の神への接近におけるその信念の建設的役割
- (4) 創造と立法における神の正義
- (5) 継続的な統率と指導、及びイスラーム革命の継続を支える上でのその役割
- (6) 神の前における人間の尊厳と価値、及び責任と結合した人間の自由（以下省略）

第4条 民事、刑事、財政、経済、行政、文化、軍事、政治およびその他に関する総ての法律および規則は、イスラームの基準に基づいたものでなければならない。この基準は憲法及び総ての法規の一切の条文に、絶対的かつ一般的に適用され、その当否の判断は憲法擁護評議会のイスラーム法学者が行うものとする。

第5条 イマームのお隠れ中は、ウンマの統率権は、第107条に従ってその職務上の責任

を引き受ける、時代の状況を十分に理解し、勇敢であり、機略に富み、行政能力のある、公正かつ敬虔な人物に委ねられる。

第56条 人間と世界に対する絶対的な主権は神にあり、人間を自分自身の社会的運命の主人にしたのは神である。何人も、この神の与えた権利を人間から奪い、または、特定の個人またはグループの利益に従属させることはできない。

第107条

I. ホメイニー師の逝去後は、最高指導者の任命は国民が選出した専門家(複数)の責務とする。専門家は第5条及び第109条が定める資格を有する宗教人について協議・検討し、イスラームの規範若しくは政治的・社会的問題に精通している人か、又は、国民に人望があるか若しくは第109条所定の資質において突出している人を最高指導者に選出する。そのような突出した人がいないときは、専門家の投票により、その中の一人を最高指導者に選出する。専門家委員会によって選出された最高指導者は、定められた総ての権限を持ち、義務を負う。

II. 最高指導者は、法の前では他の人々と平等である。

第110条 (抄訳)

I. 最高指導者の義務と責任は以下のとおりとする。

- (1) 国家緊急評議会と協議した上での国の一般施政方針の決定
- (2) 国の施政全般の正しい遂行の監督
- (3) 国民投票の布告の発布
- (4) 国軍の最高司令権限の保持

- (5) 宣戦及び講話の布告並びに国軍の動員
 - (6) 以下の者の任命、解任及び辞職の承認
 - (a) 護憲評議会メンバーのイスラーム法学者（複数）
 - (b) 最高司法評議会の委員
 - (c) イラン国営放送総裁
 - (d) 国軍統合参謀長
 - (e) イスラーム革命防衛隊総司令官
 - (f) 国軍最高司令官
 - …
 - (9) 大統領選挙の立候補者の資格審査…
 - (10) （最高裁判所の判決又は国民議会の不信任決議後の）大統領の解任…
- II. 最高指導者は、その職務の一部を他の者に委任することができる。

上記の規定からも判るように、イランの最高指導者は国の統治や管理運営を監督する立場に立ち、それを通じてシャリーアの執行の面でも重要で重い任務を負うが、決して国の統治や管理運営を自ら行う訳ではなく、また特別な地位や特権を与えられるものでもない。最高指導者が特別な人でないことは自著の中でホメイニーが強調している点であるが、イラン憲法の条文上でもその旨が繰り返し規定されている。

要するに、イランの統治の基礎はイスラームの法であるシャリーアであるが、具体的な統治は、我々にもなじみのある立法（国会）、行政（大統領とその率いる政府）、司法（裁判所）の三権分立制で行われているのであり、その仕組みは成文化された憲法で、国の内外に示されているのである。この点は、まだ制度としては出来上がっておらず、ましてや成文化されてもいないスンニー派の統治制度（カリフ制）との大きな違いである。

イランのイスラーム革命から既に30年以上が経過した。この間イラン・イスラーム共和国は国際社会の他の国との間で様々なコンフリクトを起こしてきたが、国際社会の一員であること（国際法上の主体であること）を疑われたことはなかった。その最大の原因は、イランが自ら速やかに新しい憲法を作って、その統治の仕組みを国際社会に対して明示的に示したことにあると思う。スンニー派イスラーム国家もこの点は認めるべきであろう。

本稿ではこれまで何度かサウジアラビアにおける司法制度改革について説明し、その中で、サウジアラビアの法律の判り難さが国の内外から問題視されており、それに対処するための一つの方策として国王は民法の成文化を進めようとしているが、ウラマーと呼ばれるイスラーム法学者達の、シャリーアの成文化は人による立法に等しいという理屈に基づく反対論を抑え切れていないようだと言った。自国の法律制度や統治の仕組みを外国にも判らせるといっては、イランはサウジアラビアの先を、極めて巧みに進んできたと言えそうである。

3. 「宗教と政治」の問題

上述したようにイラン憲法第56条は人と神との関係について、「人間と世界に対する絶対的な主権は神にあり、人間を自分自身の社会的運命の主人にしたのは神である」と規定している。また同憲法には、人は自らの運命を定める権利を持つが、その権利自体は神から与えられたものだ、という趣旨の規定が随所に見られる。シーア派とスンニー派の違いはあるかもしれないが、サウジアラビアでも上述したように、サウジアラビアの法はシャリーアであるが、そのシャリーアは神が作った法であって、人が作った法ではない、神に代わって人が法律を作ることはできない（シャリーアを補完するために必要な「規則」であれば、人が作ることはできる）

ということが常に強調されている。

このようにイスラームの統治とは神の法による統治である。従ってイスラーム国家では宗教と政治とは切り離せない。一方国際法の生みの親であるヨーロッパ諸国では、宗教を国家から切り離すことが国家運営上の大原則とされている。このためイスラーム国家がその旗色を鮮明に出すようになるとヨーロッパ諸国の反発を食らうのではないかという惧れを指摘する人もいるようである。しかしこの惧れは恐らくは杞憂である。

政教分離は、様々な宗教を信じる多数の人々が混在する社会において、その社会の秩序を維持するためにとられる一つの政策であって、人の生き方や社会の在り方を決定する主義或いは制度ではない。宗教改革やブルジョワ革命を経て、様々な考え方や生き方をする人達が混在するようになったヨーロッパ社会では、宗教と国家を分離する必要があった。しかし90%を超える国民が同じ宗教を信じている国では殊更に政教を分離する必要はないであろう。ましてやイスラームは啓典の民の宗教（のみならず、今では仏教までも）を認めている包容力のある宗教であるから、尚更である。非常な決断をもって政教を分離し、永年その政策を続けてきたトルコにおいて、宗教政党だと陰口をきかれる政党が政権を維持し続けているのは、そのことを示していると言えるのではないだろうか。

逆に、イスラーム国家でも、非イスラーム教徒個人や非イスラーム国家の力を借りたり、協力することは当然必要であろう。国際社会の発展はそれを予測させている。その場合にはイスラーム国家でも「法の支配」と「議会制」とを組み合わせた、宗教を前に突出させない（世俗国家的な）政治制度が自ずから形成されて行くであろう。現在のイランの制度は既にそれに近くなっているようにも思われる。

4. とりあえずのまとめ

井筒俊彦博士は「イスラーム文化—その根柢にあるもの—」（岩波文庫、1994年）の中で「汚辱の泥沼にはまり込んだ浅ましい人間の現実、現世的存在の姿にともすればペシミスティックでありがちだったメッカ期とは反対に、メディナ期のイスラームには、人間の自己肯定的態度、汚れた現世を汚れなきものにしようという積極的 attitude、建設的意欲がはっきり出てくる」との趣旨を述べておられる（P.137）。

そのような前向きのイスラームの時代には、シャリーアは神の言葉そのものとして神聖視されることはなく、人間は神の言葉を知性的・合理的に解釈することができた。イジュティハードの門は、イスラームの歴史のかなり早い時期（西暦9世紀の中ごろ）に閉鎖されたけれども、それは、当時のイスラームが文明の頂点に近づいていたためであり、イスラーム法学者が折角作り上げたシャリーアの秩序を、自由なイジュティハードを許すことによって崩すことは避けべきだと判断されたためであろう。

しかし今は状況が違う。イスラーム社会は、産業革命を経たヨーロッパの物質文明に打ちめされた。この状況を打破し、イスラームを再生するためには、新たなイジュティハードによって、新しいイスラーム国家の秩序を形成して行くしかないと思われる。そのためには、何よりも先ずイスラーム国家内での世論の纏まりが必要である。世論というものは、纏まるのに時間を要するが、纏まりさえすれば、常識的なところに落ち着くものである。そのために必要なことは、国の内外からの不必要な干渉を排除することであろう。そのためには、国内は勿論国外の関係者も、もう一段の忍耐をすることが必要である。その忍耐さえあれば、次にはより落ち着いたイスラームのルネッサンスの時代が来る。それを期待することとしたい。